

第十回 参議院大蔵委員会會議録第四十一号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午前十一時二十二分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案(内閣送付)

○租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○信用金庫法案(衆議院提出)

○信用金庫法施行法案(衆議院提出)

○理事(大矢半次郎君) これより第四十回の大蔵委員会を開会いたします。お諮りいたします。租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会から連合委員会開会に於いての申込みがございましたが、如何いたしますか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 次に商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案につきまして、法務委員会の方で同様連合委員会を開催したい旨申

込みがございました。これも御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 次に商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案を議題に供します。これは予備審査であります。先ず政府より提案の理由説明をお願いします。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となりました商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案につきましてその提案理由を御説明いたします。昭和二十五年五月成立いたしました商法の一部を改正する法律は、本年七月一日より施行せられることとなり、お諮りいたします。これに伴ひまして銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、担保付社債信託法、無盡業法、銀行法の債券発行等に関する法律及び証券取引法の七法律中商法を準用している規定その他法律改正に關連する規定を改正するた

めに、本法案を提案いたしました次第であります。ただこの場合、金融機関の特殊性に鑑み、商法の二、三の規定に特例を設けることいたしましたので、これを御説明いたします。

即ち、第一点は、銀行、無盡会社、信託会社につき無額面株式の発行を認めることは、その資本の金額を不確定にし、金額機関においては望ましくな

いと思われまので、その規定の適用を排除いたしました。

第二点は、銀行、信託会社、無盡会社について改正商法の規定により作成される計算書類の附屬明細書の記載事項及び様式は、金融機関が一般事業会社と業態を異にする事情に鑑み、主務大臣が定めることとしたしました。

第三点は、銀行及び預金業務を営む無盡会社について株主の全計の帳簿書類の閲覧又は謄写に關する規定は、信用機関としての特殊性に鑑みまして、これを適用しないものとしたしました。金融機関については、その事業の公共性に鑑み、主務官庁の特別の監督を受け、とくに嚴重な検査が勵行されておりますので、右の規定の適用を排除いたしました。株主の利益を害するようないことはないと考えます。なお、銀行等の債券発行等に関する法律により発行する金融債の発行限度の計算の基礎等となる自己資本の定義につきましては、改正商法の規定により、株式のプレミアム発行差額及び資産の再評価差額等が資本準備金として経理せられるようになり、右の資本準備金が同法の自己資本に算入することとができるように改正を加えました。

又、銀行等が見返資金による引受によつて発行した優先株式は、主務大臣の定める消却計画に従つて消却することとなつておりますので、この場合の資本減少については、株主總會の特別決議を要しないものとする事としたしました。

以上が本法案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何卒御審議の上速かに本法案に御賛成あらんことを御願いたします。

○理事(大矢半次郎君) 次に租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案を議題に供します。政府より概要の説明をお願いします。

○政府委員(佐藤一郎君) それでは提案理由の説明はいたしてございますが、私から補足申上げます。

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案、これは明治四十四年の法律でございしますが、租税外諸収入金整理に関する法律というものが從來からございました。この法律は、租税と、国の政府貸付金と、それを除きまして一切の国の収入を、その予定通りに取り立てができなかつた場合に、あと始末をどうするかということと規定してございまして、從來は主務大臣が、結局債務者の資力がとてもないと見ましたときには、定期貸か或いは据置貸に編入いたしましたので、それと一定の時期が参りましたならばそれを免除し得るという規定になつております。今回全面的な改正をいたしました。内容においては従つておりません。ただ今回同時に提案いたしました根本の動機は、この法律に基きます從來の施行規則におきまして、その定期貸並びに据置貸に編入せられました貸付金の管理を、地方長官に任じておつたのであります。御承知のように地

方自治法ができてまして、只今のいわゆる知事は国の機関ではございません。それで、国のそういう諸収入の整理といふことについても、どうも予定通りにはかばかしく事務が進捗いたしません。今回大蔵省のほうに、各地方に財務部というのがございますが、その財務部で租税外の諸収入金の整理をやつて、そうしてできるだけ事務の運営を円滑にしたい、こういうふうにい

わば所管を交えることとしたのであります。その結果この法律の改正を思い立ちましたところが、何分には明治四十四年にできました法律でございまして、そのほかに朝鮮、台湾等の規定が入つておりました。いろいろと改正を要する点がございましたので、それらをいじくりまして、全面的な改正になりました。内容的には從來と変わっておりません。なお、お手許に資料として差上げたと思いますが、只今これに該当いたします金額が千七百三十三万九千円、件数はいたしまして二千六百五十件でございます。そのうち大部分が一般貸金でございます。千七百六十のうち千五百六十九万円というものは一般貸金のものでございます。なお、定期貸と据置貸に分けて見ますと、そのうち据置貸が千二百五十九万、定期貸が四百七十四万となつていま

す。

○九鬼紋十郎君 一番古いのはいつ頃からのものですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはちよつとそういう資料がありませんのでお

答えたいしにくいのですが、大体この法律を御覽願うとわかりますように、債務者が無資力になつたかどうかというこの判定を主務大臣がいたしました、そうしてその結果これはもうとも見込みがないと思ひますと、定期貸、据置貸ということにいたします。そうして定期貸、据置貸にいたしました二十二年たちまして、とても駄目だといふときには、免除し得る、こういうことになつておりますからして、そう極端に古いものはないと思ひます。

○小林政夫君 一般會計のその他ですね、項目だけでいいですけれども、どんなものですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは弁償金、違約金、返納金以外のものがございますから、そうして租税と政府貸付金を除いたものでございますから、これはちよつと内訳は私のほうでもわかりませんが、雑多なもの、あらゆる政府の諸収入ですね。負担金もございまして、それから一般のいわゆる契約上の債務のそのまゝ不履行になつてゐるものも一切入つております。

○小林政夫君 例へば最近起つてゐる価格差益というふうなものも入るわけでございますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは勿論、価格差益金もこの法律の対象になります。ただ価格差益金の場合には、恐らくまだ主務大臣が定期貸、据置貸に編入する措置をとつておらないと思ひます。

○佐多忠隆君 各省、各庁の長において管理する債権というのはどれくらいあるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 各省、各庁

の長において管理すると申しますのは特別會計になりますね。

○佐多忠隆君 特別會計です。

○政府委員(佐藤一郎君) 特別會計の現在の分は百六十四万円でございます。

○杉山昌作君 租税債権で収入金を納付することが困難な場合の措置は別にありますか。

○政府委員(佐藤一郎君) あれば国税徴収法によりますが、これは全然こういうふうな趣旨の規定はございません。御承知のように例の滞納処分をいたしまして、そうして結局取れないときにはそのまま免除するということになつております。

○杉山昌作君 そうすると貸付金債権はどういうことになりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは昭和十年にできました別の法律がございまして、それによつて処理されております。政府貸付金処理に関する法律というものが昭和十年にできております。貸付金と申しますのは、大体が震災のあれでありますとか、そういう大抵特殊な事態によつて政府が計画的に貸付をするわけでありまして、従つて貸付を最初からしますときに、当然のこととしてこの免除の規定を適用するということとは、理窟からいへばおかしいわけですから、全然別個の單行法によりまして、仮に免除をいたしますとか、いろいろ条件を緩和いたしますとき、その都度、法律を改正乃至は提案いたしまして、そうして御審議願つております。

○佐多忠隆君 債務を免除する予定になつてゐる現在の価額というものはわかつておりますか。現在すでにもう免除しなければならぬ……。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつとそれはわかりません。

○佐多忠隆君 そういうものがありましか。

○政府委員(佐藤一郎君) この定期貸、据置貸の中で、どの程度のものが免除になる見込みかという、ちよつと、これは全然見当がつかないのです。

○佐多忠隆君 現在ではないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) この定期貸、据置貸が千七百万でございます。

○佐多忠隆君 免除になるものがその中に……。

○政府委員(佐藤一郎君) これは一遍定期貸が据置貸という特殊な貸付金に形を変えてしまふわけですね。そうして今度それが十年なり二十年たちまして、その際に主務大臣がとても駄目だと思つた際に初めて免除ができるのです。

○九鬼紋十郎君 戦時補償なんかあれはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 税金はこれは一切入つておりません。

○小林政夫君 先ほどの説明で、知事の委任を解いて財務部長にする。大抵異存はないと思うのですけれども、一応知事のほうの側には勿論異存はないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは実は昔と違ひまして今これはとるに足らないものでもありますが、知事のほうとしては別に国が特別に経費もくれないし、仕事だけ残つてゐるわけですね。又而もこれはやはり仕事として引受けてゐる間は責められるわけですが、むしろ自治団体としては軽くなつたと考えております。

○木内四郎君 さつき伺つたところによると、租税のほうは滞納処分をして、取れなければ免除すると言われましたね、そういうことになつてゐますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 結局欠損処分にするということは取らないのです。

○木内四郎君 取らないといふと、滞納処分をして、そうして足りなければそれで十分に免除にするのか。相当期間をおいて……。

○政府委員(佐藤一郎君) 特別の期間はおいておりません。

○木内四郎君 そうすると今度のこの法律案の第二條の考え方と少し違ふように思ふのだが、その点はどうか。第二條じや資力がなければ据置貸として暫らくおいて、そうして期限が来たら十年、二十年たつて、定期貸或いは据置貸にして、十年、二十年たつてから免除する。滞納処分のほうは一度やつて見たが、ないから、すぐに免除するということになると、ちよつとこれと歩調が合はんような気がするのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは勿論歩調が合つておりません。それで租税のほうは、これは特殊な債権として、その取立て自体についていへば国税徴収法による特殊な滞納処分方法が特別に設けられておりますので、強力に措置ができるようになってゐます。それだけに又その強力に処分をした結果、どうしても駄目な場合には免除するということになつておりますが、これは普通の債権でございますので、そういう特別な措置を講じておりません。ただ無資力なときにいつまでも整理がつかないというので、止むを得ず

こういう免除の規定を置いてゐるという程度のものであります。

○木内四郎君 滞納処分をして、差押物件は一応、例へば百万円に對して二十万円のしかつかつたという場合にも、ほかにあるかも知れません。だけれども滞納処分をして、そうして競売したけれども、その不足額は直ちに免除するといふことは、ちよつとおかしいように思ふのだが、あとで調べて、やはりいろいろ調査して欠損処分というのは別個の行政処分としてやるのじやないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつとその点は私たしかでありますんでしたので……、別個にやるようですよ。

○理事(大矢半次郎君) 御質疑は盡きたものとして直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なしと呼ぶ者あり。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○総員挙手

○理事(大矢半次郎君) 全一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本議における委員長長の口頭報告の内容については、本院規則第四百四

條によりあらかじめ多数意見者の御承認を願うことになつておりますが、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それから委員長の議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

森 八三一 山崎 恒
小林 政夫 杉山 昌作
小宮山常吉 木内 四郎
佐多 忠隆 黒田 英雄
岡崎 眞一 九鬼紋十郎
清澤 俊英

○理事(大矢半次郎君) 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるの件を議題に供します。

○佐多忠隆君 これはこの議案そのものの問題ではないのでありますが、それに關連するものであります。前の国会におきまして、税関の官吏に武裝させる案を決定したと思ひますが、その後その武裝の状況、或いはそれがどういふふう活動しておるか、或いはすでにそれを使用するやうな事實が出てくるかどうか、その辺の事情を御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 税関の官吏に銃を携帯させます件につきましては、税関部といたしまして直ちに年度初めから用意いたしまして、現在百丁の銃を購入し、すでに各税関に配付いたしまして、目下第一期の訓練中でございます。従ひましてまだ活動するやうな状況に至つておりません。非常に危険なものでございますから、十分に訓練いたしまして携帶させたいと思ひます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大矢半次郎君) 札帳に出張所を設けるのはどういふわけですか。

○政府委員(北島武雄君) 札帳には御承知のように各官庁、銀行が集結いたしておりまして、輸出入商品の事務或いは銀行の為替事務、その他一通の税関業務と密接な事務があるものであります。現在小樽の税関支署で仕事をいたしておりますことは非常に不自由でございますので、札幌に出張所を設けようという趣旨であります。

○理事(大矢半次郎君) ほかに御発言もないようでありますから、直ちに討論に入ることに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。別に御意見もないようでありますからして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。本案を承認することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全一致と認めます。よつて本件は原案通り承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における報告の件は例によりまして委員長に御一任下さいますようお願いいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大矢半次郎君) それでは御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

森 八三一 山崎 恒
小林 政夫 杉山 昌作
小宮山常吉 木内 四郎
佐多 忠隆 黒田 英雄
岡崎 眞一 九鬼紋十郎
清澤 俊英

○理事(大矢半次郎君) 次に信用金庫法案及び信用金庫法施行法案を議題に供します。質疑を続行いたします。

私から飯田課長に伺ひたいのです。信用金庫につきまして、業務の区域といたうのがあります。東京のような大都市の適正規模の区域といたうのは、どの程度の所を考へておられますか。

○説明員(飯田良一君) 信用組合に業務の区域といたうのは、結果的にはあるのではありませんが、法律的には一定の地区を基礎とするというふうな場合に、その地区内の組合員、誰が組合員になれるかという意味において地区があるわけでございます。従ひまして、それが間接的には業務の区域ということにもなつて参りますのでございます。東京のように経済圏としてかなり広地域に亘つてゐる場合におきまして、單に東京都一円とか、それに準ずるやうな広範囲な地区を設けることは、信用組合の協同組織という意味合いから不適当でありますので、現在の状態におきましては、大体原則といたしましては、数区、或いは場合によりまして東京都の組合の存する区域という程度の地区を認めております。それ以上東京都全体というふうに亘ることは避けたいというふう存じております。

○理事(大矢半次郎君) 現在ある信用協同組合のうちには、随分広い区域を持つておるのがあるように思われれます。實際はどういふふうになつておりますか。

○説明員(飯田良一君) 信用組合にいろいろな種類のタイプがあります。で、一概には申し上げられないのでございます。一定の地区内の一般大衆誰でも組合員になれるというふうなものにつきましては、先ほど申し上げましたやうに地区が非常に広範囲に亘るといふことは成るべく避けるということにいたしておるのでございます。ただ同業者の組合とか或いはこれに準ずるやうな一般大衆を相手としない特定の資格の組合員を相手とするというふうなものにつきましては、むしろ或る程度の広地域ということによりまして全体のバランスをとるといふことも必要な場合もあるのでございます。大体におきまして地域的なものに基礎を置く一般大衆を相手とする組合というふうなものにつきましては、数区を單位とする。又特殊の同業的な組合というふうなものについてはもとつと広い地域の、東京都の地区の存する一円というふうな広範囲の地区を認める、かような按配をとつております。

○理事(大矢半次郎君) それから一般の協同組合におきましては、一人の出資額も或る程度制限すると同時に、利用の方面におきましても或る制限を加えておるのではないかと。例えば信用協同組合におきましては一人に対する貸付限度をどの程度にするかというやうな制限があるようですが、この信用金庫につきましては法律上原案に何もありませんが、政府としてはどういふふうにその点お考えになつておりますか。

○説明員(飯田良一君) 現在信用組合に、法律的には、一人当りの貸出しの最高限というふうなことで法律的に限定をすることはいはしておらないのであります。併しながら事業方法書といういわば組合の事業を行う上においての基礎になるやうな規則を定められておるのでございます。その事業方法書の認可に當りまして、大体自己資本の四分の一、百分の二十五といふのを最高といたしまして、それ以上は同一人に対して貸出しをしてはならないといふやうな指導を行なつておるのでございます。ただ、これを法律的に條文に現わしますと具体的な場合に非常に困つてしまふことも出て来やしないかと思ひます。例えば信用金庫になりましての場合に、自己資本の額が相当多い場合、それを一律に何分の一といふやうなことをいたしますと、自己資本が多い場合は、何分の一といたしましてもかなりその枠が狭がつてしまつて、いわば少額金融という面から大分離れてしまふという面もあるかと思ひますので、むしろ法律的な規定といたさずに、今後事業方法書の認可ということによりまして、飽くまでも少額金融、それから組合の力というふうな問題と睨み合せて根本的に一定いたしておるのがよろしいかと考えます。いづれにいたしましても、事業方法書によつて十分な指導を行なつて参りたいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) それから先般通過した相互銀行法におきましては支払準備に關する規定等もありました。が、この案に、信用金庫においては員外預金を扱うにもかかわらず、支払準備

備に對しましては何ら規定するところはないのですか。何か相互銀行との間にバランスがとれないようなふうにも考えられます。それから大蔵省といったしまして将来そういう方面はどういうふうに御監督下さいますでしょうか。その点を……。

○説明員(飯田良一君) 御指摘のように、信用金庫も相互銀行も国民大衆の零細な資金の吸収を図るという意味合いにおきまして、預金者保護には特に気を付けなければならぬと考えておるのではありません。現在でも信用協同組合におきましては特に法律的に支払準備を幾ら持たなければいけないというふうな規定はないのであります。監督命令をいたしまして、信用組合に關する經理基準というものを公表いたしました。支払準備の充実に万全を期しておるのであります。全国大多數の組合は、現在の支払經理基準に従ひまして潤沢な支払準備をいたしておるという現況であるのであります。ただ法律にこれを規定するかどうかの問題でございまして、相互銀行におきましては、預金の受入による資金と、それから掛金の受入による資金と、いわば質的に相当異なる両者の資金が扱われるわけでございまして。即ち具體的に申しますと、掛金受入の資金は大体三年平均固定する極めて長期の安定性資金、これに對しては預金受入によるものは、性質上一般銀行よりかなり定期性を帯びると思ひますが、掛金に比べますとかなり短期性を帯びておる。従つて預金の受入によるものが、いわば従来の無盡に相當する給付という形で、固定化され比較的長期的に運営されるということが無制限に行なわれては、

非常に不安定な受入になるという意味合から、特に預金受入に關する資金の支払準備ということに關しては、一般銀行にないことかわらず、嚴格な規定を置いて趣旨にならうかと思ひます。従つて信用金庫におきましては、その資金の構成は普通銀行とさしたる相違はありません。ただ多少長期性の安定性ある資金が、定期積金或いは定期預金の形で考えられるわけであります。が、いわゆる預金の受入による資金に於いては差異はありません。今後、銀行法の立案の場合に、仮に支払準備の規定等が導入される場合においては、それに準じて信用金庫法の改正も必要になつて参るかと思ひます。

○現段階においては、やはり銀行法と同じような指導で支払準備にも万全を期して参る、これで十分ではなからうかと存じております。

○小林政夫君 先ほどの業務方法書で、貸付最高額を押えるというのか、適当に調節するというのか。それだと、この第二十九條の業務方法書に記載事項は云々と書いてあるが、一人に對する貸付最高額は相當重要なことであつて、例示的なことであるから……。「その他の業務方法とする」とあるから、そういう意圖があれば貸出の最高限度というものは例示的に挙げるべきだと思ふのですが。

○説明員(飯田良一君) 例示として成るほど記載事項の中に入つておられますが、従来も大体こういうふうな表現によつて、その當然の記載事項として記載いたして参つたような慣例によつて、この程度の表現を用ひましたけれども、重要な事項として勿論その記載

事項に加えて参るつもりであります。○理事(大矢半次郎君) 相互銀行との関連の御説明がありました。ただ相互銀行、普通銀行と信用協同組合或いは信用金庫はおのづから性質が違ふのであつて、預金方面においても員外預金を扱うというのが非常な特色のあるところであつて、従つてこの点は普通銀行或いは相互銀行よりもなお慎重に考慮する必要があると思ひますが、然るにこの法案を見れば、資金の運用面においては組合員からの預金と、員外、組合員外からの預金と何らその区分なく取扱うように見えてゐるが、ここに少しなほ再検討を要するところがあるように考えられるのであります。が、如何でしょうか。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫を純然たる貯蓄銀行的な、小さな意味の貯蓄銀行的な見方をいたしまして、預金者保護のみに徹するという考え方をとりまします場合には、或いは従来の貯蓄銀行法にありましたように、むしろ資金の運用制限に重点を置いて規定ということも或る意味において考えられるかと存ずるのであります。目下の状況におきましては、法律の規定にいたさず、弾力性ある監督的な運用におきまして、実情に即した運営を図るほうから、一方における中小金融の疏通という狙いと睨み合せましてむしろ現実にあつては、おのづからなからうかという考え方を採つておる次第でございまして。

○小林政夫君 第十條で、加入の資格が「その信用金庫の地区内に事業所を有する者」ということで、事業所を有してあれば各種の信用金庫に加入し得るわけでありまして、信用の重複といひますか、一人の事業者に對して事業

所が何カ所もあることによつて幾つかの信用金庫に加入し信用重複を来たす虞れがあるのではないかと。それを如何に運用上調整されるか……。

○説明員(飯田良一君) 信用協同組合或いは今後の信用金庫におきまして、組合員に對する信用の供與という考え方を採つておるために、常時組合員の状況は一般金庫に比べて非常に把握しやすい立場に置かれてゐるのであります。従来の様子を聞きますと、或る組合に加入してゐる組合員がよその組合に加入してゐるかどうかということとを相互に通報するといふような方法によつて常時調べておつたという徹底振りであつたわけでありまして。現状におきましては組合員の數も相當數に上ります。必ずしも全体にそういう調査が行われておるといふことは言えなかつたと思ふのでございまして。併しなから一般銀行にないところのいわば常時組合員という意味において接觸のあるという強味によりまして、事実問題として従来と同様に信用の重複というやうなことは避けられるといふふうに考へております。

○森八三三君 信用金庫は、第一條によりまして「協同組織による」中小企業者に対する金融機關であるとはつきりいたしておりますが、そういう観点から考えますと、信用協同組合について中小企業等協同組合法に規定されておるに、剰余金の配當等については、當然非営利的な性格を發揮するために、制限せられるべきものと思ひますが、金庫に制限を特に設けられておられないのはどういふ理由でございませうか。

○説明員(飯田良一君) 只今の御質問は、他の協同組合的なものには、法律を以て出資、配當の最高限がきめてあるのにかかわらず、信用金庫については最高限をきめてない理由をお尋ねといふふうになつてゐるのであります。信用金庫は一方協同組合的な理念に立脚して運営が行われることは今後といへども當然あるのでございまして、ただ一般の協同組合と違ふ本質的な特徴があるのでございまして。いわば員外預金を扱い、従ひまして預金者に對しての保護の意味から自己資本の充實ということに關して極めて切實な要求を持つてございまして。自己資本の充實といふことを図らなければならぬと思ひます。この場合におきまして、出資に對して或る程度弾力性を持つて配當といふことが行われるといふことがございまして。勿論、加入者は利益を目的として配當を得るということによつてのみ加入をするわけではないのでございまして、他の金融機關が一割程度の、少くともその程度の配當をいたすやうな現状におきまして、信用金庫のみを現在法定いたしました、年何分或いは年一割といふふうな最高限をきめますことは、かような意味合からふさわしくない。その意味におきまして弾力性を持つて参りたい。併しなからこれが無限度であることは協同組合の本質に反するのでありますので、定款でその最高限度を定める。その定款で定める場合においての指導は一般金融機關の配當率の動向などを睨み合せまして、それより上廻るやうなことはございせんが、それより低目になるかと思ひますが、いづれにいたしましても、大体、

側からの強い御主張がございまして、そこで信用組合の認可の場合の出資金が、大都市、或いはそれ以外の市制の布かれておる所、市制の布かれておらない町村、こういう三段階にわかれて、出資額をあらかじめきめますと共に、大体組合が設立されましたから、一年後の預金の残高の目標というふうなもの、あらかじめきめて置くことにして、それを別途政令で出すことによつて、その條件が満たされるならば、当然大蔵大臣が認可する、こういう形に大蔵省のほうも一つの認可基準というものをはつきり表へ出して置くから、それに基いて自動的に許可するというような方向へ持つて行きたいということとで、同時に政令案文を委員会のほうに出して頂きまして、衆議院のほうは当初の我々の主張とは多少食い違つたのでありますが、これ又大蔵当局と一種の妥協の産物として衆議院を通過して本院の御審議を願つて成立したやうなわけでありまして。ただ今回の信用金庫の場合には、その点が罰則裁量、いわゆる法規裁量ではなくて自由裁量に又戻つたことに相成つております。信用金庫の運営その他の点については相当制限的な規定もあることは事実であります。これは実は経過的に申上げますと、当初我々が考えたと言ふよりも、大蔵当局において信用協同組合というもののついでに、ここに特金課長もおられますけれども、我々が考えているような理解と大蔵省の、金融機関としての信用組合に対する理解というものとには相当の距りがあるものであります。私、率直に申上げますと、信用協同組合というふうなものが、余りできることが、どうも他の銀行等

の金融機関との間に大蔵当局として遠慮しなければならぬような面もあるのじやないかと我々には推察されるのであります。そういう面から信用協同組合のうち一定の規模以上のものを、率直に申しますならば牛蒡抜きにして、これを金庫等の一段発展した段階に持つて行つて、あと経過期間をとつて、あとは信用協同組合というものは何ら法的の規正も加えなければ、その意味において法的な組織としてのいろ／＼の助成方法等を加えるということとでなしに、どちらかと言へば、自由放任と言へば響きがいひのであります。野放しにして置こうというやうな考え方で、当初の信用金庫法案というものが我々に提示されたのであります。それが、我々は飽くまで、中小企業者の協同組織としての信用協同組合というものが今度の金庫法のような形で一段整備された金融機関が、而も協同主義の立場に立つての金融機関として発展すること、これは望ましいことであるけれども、それに至る過程として、自主的にできるこの信用協同組合というものをまるつきり野放しにしてしまふというやうなことは、これはよくない。法的な規正を一方に加えて、半面にこれに対する保護、助成、或いは監督規定というものを設けて行くことが、これは金融機関として多分に自主性を認めながらも、一つの法的な性格を持つたものに発展せしむるゆえんであるという点から、大蔵当局において立案の場合に我々議員側の意見を加えて頂きまして、小委員会でごしらへ上げた案が、実は今回皆さんに御審議を願つておるこの法案でございまして、そういう点か

ら、特に私の所屬している社会党の立場から見ますならば、これにつきまして一定の基準を持ち、いわゆる法令、定款その他に違反しない限りにおいては、これは私は法規裁量でどんな認可をしていいという基本的な考え方を持つておるわけでありまして、今簡単に申上げましたやうに、当初大蔵当局において立案せられておつたものについて我々の意見を容れて、一種の妥協的な産物としてこの法案が出て参つたのであります。その意味から見れば、只今油井さんの御指摘になつたごときによつて、信用協同組合について自由裁量を法規裁量にまで持つて行つたことが、ここで又自由裁量に戻つておる。そのほかにもいろ／＼の制限規定、監督規定が七むずかしく並べられておるという点から見ますならば、私の党だけの立場から見ますならば、確かに意に満たない点が多々あるわけでありまして。併しこの点につきましては、信用協同組合から一段と金融機関としての性格を更に強化した形のものを持つて行くという建前から、これを是非成立させたいという一方からの強い要請もありましたので、私はこの案に賛成して来たやうな経過で、私のほうの党の立場から率直に申さして頂きますならば、その信用金庫についても、自由裁量ではなくて、認可はやはり法規裁量で、条件を具備したものはよし／＼やつて頂くというふうにして頂きたいのが本来の立場でございまして、実はこの点は、当然金融機関としての健全性、公共性に基く健全性というものを確保するという点から見ますならば、その条件が実質的にはつきり満たされなけ

ればならないという点は、私も認めておるのであります。その条件を実質的に具備することによつて、自由裁量とは言いがた、大蔵大臣の恣意的なものではなくて、条件を具備したものは当然認可されるのだという認識の上において賛成してゐる。ただ昨日の新聞に出ておりますやうに、我々が法規裁量で一定の条件も具備したものは当然認可されなければならぬということとで法規を作つたことが逆に利用されて、例えば常総信用組合、昨日の新聞に出ておるやうに、条件を具備しているから大蔵省としては内認可をして、そうして出資の払込をやつて、本認可を受けるまでの過程において、非合法に預金を扱つたり貸出しをやつたりして、たび／＼大衆に不測の迷惑をかけるという問題が、常総信用組合の問題として、昨日の新聞にも取上げられておるやうな件も実は出ておるのであります。これは先ほど特金課長とも別の問題で話合つたのでありますけれども、我々の、本当に条件を具備したものを、大蔵大臣のそのときの気分によつて、認可されるものと、されないものがあるというやうな不公平があつてはならないという建前からやつたものが、逆に内認可を得て半年もたつても本認可を受けない、その間に登記をしてしまつて勝手に便法を以ていわゆる無免許の信用協同組合として仕事をやつたために、いろ／＼なトラブルが起つたというやうな問題も出ておる。で、自由裁量になりまして、勿論大蔵当局として公正な立場から条件を十分再検討して、いいものはよし／＼認可して頂くという建前に立ちますならば、必ずしも我々が当初強く要求い

たしましたやうに、法規裁量という形を取らなくても、そこに現実の問題は調整できるのじやないかという、その意味から見れば、或いは一歩後退した考え方になつておる御判断されども恐縮であります。そういう心境に現在に至つておるものであります。

○油井賢太郎君 経過は現に何つてよくわかりましたのですが、法規裁量の場合ですね。やはり一定条件を具備するとかいうことになりまして、その条件を具備したというものの判定なり、認定なりというものは、やはりどこかできめなくちやならぬと思うのです。でも、どうも自分だけでこういうやうな条件が備わつておりますといつたところ、それは信用の対象にはならないと思うのです。そういう点から見ると、却つてやはり自由裁量ということとは別に間違つたものではないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○衆議院議員(田中織之進君) 私ら一定の条件というものは、これは実質的に具備されるということの意味しているものであります。ただそういうことを形式的に、例えば出資額の問題でも、まあ五百万から五百万、一千万から一千万というのを書き出して、実際の払込みが百万円しかないというやうな場合には、実質的に条件を具備していないことになるのであります。その点から、形式的に条件を具備しているからということで認可をしたために一応内認可をやつたために問題が起つておるという点もございまして、ですから、その点は、やはり実質的な条件を具備したかどうかということを確認するという意味合いにおいて、自由裁量

ハ贈与」を加える。

第二十七條第三項及び第四十二條中「贈与」の下に「又ハ贈与」を加える。

第五十二條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第六十條第二項中「贈与」の下に「又ハ贈与」を加える。

(銀行等の債券発行等に関する法律の改正)

第六條 銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律において「自己資本」とは、資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)をいう。

第五條第二項中「第二百九十六條(社債発行)についての特別決議」及び「を創る」。

第七條第十二項第一号中「取締役」を「取締役等」に改める。

第十一條第三項中「無議決権株式の株金総額の制限」を「無議決権株式の総数の制限」に改める。

第十三條第六項を次のように改める。

6 商法第三百七十五條(資本減少の特別決議)の規定は、第一項第一号の規定によつて優先株式を消却し、第四項の規定により資本を減少する場合に、商法

第三百七十六條から第三百八十條まで(資本減少)の規定は、前二項の場合については適用しない。

(証券取引法の改正)

第七條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項本文中「売出面額」を「売出面額(当該有価証券のうち無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価額)の総額」に、同項但書中「売出面額」を「売出面額(当該有価証券のうち無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価額)の総額」に改める。

第五條第一項第四号及び第五号中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同項第七号中「資本金額(出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。)」の百分の十以上の金額に相当する当該株式の株式を有し、又は出資をして株主又は出資者」を「発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者」に、種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同項第八号中「券面額」を「額面無額面の別、券面額(当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額)に改め、同項第十二号中

「券面額」を「額面無額面の別、券面額がある場合には券面額」に改め、同項十六号中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同條第二項中「商法第四百七十九條第二項」を「商法第四百七十九條第一項」に改める。

第六條第二項中「売出面額」を「売出面額の総額」に改める。

第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号中「資本金額」を「資本の額又は出資の総額」に改める。

第一百十一條第一項第四号中「券面額及び発行数」を「額面無額面の別、発行数及び券面額がある場合には券面額」に改める。

第一百八十八條第一項及び第二項中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。

2 改正前の証券取引法第五條第一項第七号、第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号の規定は、株式合資会社については、この法律施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、時計類の物品税撤廃に関する請願

願(第一八六九号)

一、東北地区に開発銀行支所設置の請願(第一九二六号)

一、林業税制改正に関する請願(第一九四一号)

一、漆器および家具の物品税撤廃に関する請願(第一九二二号)

一、たばこ小売の利益率引上げに関する請願(第一九七九号)

第一八六九号 昭和二十六年五月十四日受理

時計類の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区新富町三ノ八全日本時計小売商組合連合会内 関誠平

紹介議員 大矢半次郎君

時計類に対する物品税は、一般大衆の福利増進と時計産業の発展にいちじるしい障害となつてゐるから、時計に対する課税理由の消滅した現在、一般需用者の時計入手を容易にし、文化の高揚に資するため、時計類に対する物品税を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第一九二六号 昭和二十六年五月十六日受理

東北地区に開発銀行支所設置の請願

請願者 宮城県知事 佐々木家壽治外六名

紹介議員 愛知揆一君

わが国最大の電源を保有し、豊富なる天然資源に恵まれた東北地方の開発は、日本経済の再建上焦の急務であるから、開発銀行支所を東北地区に設置せられたいとの請願。

第一九四一号 昭和二十六年五月十七日受理

林業税制改正に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町衆議院構内社団法人日本林業協会 大村清一 外七名

紹介議員 三浦辰雄君

現行の林業税制は、林業の実情を充分に把握することなくして行われた結果か、林業経営の存在を否定するような重税が課せられ、あるいは運用上極めて複雑困難な結果を招くような不適正の点が指摘されるから、林業経営の特性、とくに長期にわたる原始産業であること、従つて資本蓄積を容易にする特別の措置が伴わない限りその発展を期し難い点等を考慮されて、すみやかに適切な改正を行われたいとの請願。

第一九二二号 昭和二十六年五月十七日受理

漆器および家具の物品税撤廃に関する請願

請願者 石川県鳳至郡輪島町宇河井町二十四部五五輪島漆器商工業協同組合 理事長 田中田吉外二名

紹介議員 中川幸平君

昭和二十六年一月一日漆器ならびに家具の物品税改正によつて、全津、山中、黒江等の産地においては、ほとん

ど全廢に等しい物品税の輕減があつたが、独り輪島漆器だけがしやい品とみなされ課税の対象となつたが、輪島漆器は、特殊製法のため高価であるが、他産地漆器に比しかえつて実用的であることは需要者のよく知るところであるから、このような課税の不均衡を是正して、すべての漆器および家具に対する物品税を撤廢せられたいとの請願。

第一九七九号 昭和二十六年五月十八日受理

たばこ小売の利益率引上げに關する請願

請願者 山口県徳山市徳山たばこ販売協同組合理事長

河村峯蔵

紹介議員 赤松常子君

古来一般商品の小売利率は、普通一割程度であつたものが、現今では二ないし三割が普通となつてゐるのに反して、たばこの利率のみ六分にすえ置かれてゐるのは、不合理であるばかりでなく、たばこに対する販売意欲の積極性が失われるから、たばこ小売の利益率を一割程度に引き上げられたいとの請願。

昭和二十六年六月二十日印刷

昭和二十六年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 序